

和 職 第 9 2 号
平成29年7月26日

和光市特別職報酬等審議会会長 様

和光市長 松 本 武 洋

特別職の期末手当の改定に関する意見について（依頼）

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の改定について、下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 意見を求める事項

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を一般職の期末・勤勉手当の支給率と連動して改定することについて

2. 意見を求める理由

貴審議会の前回答申（平成27年12月7日付、和報審第4号「特別職の報酬等について（答申）」）においては、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「特別職」）の期末手当について、「市長、副市長及び教育長の期末手当の額（支給率）が今後も据え置かれた場合、市職員（部長職）の給与額が市長等の給与額を上回ることが生じないように、給与体系のバランスに配慮する必要がある、市職員の支給率と連動しても良いのではないか」、「市議会議員は給料として支給を受ける常勤の特別職ではなく、報酬として支給を受ける非常勤であることから、生活給的な意味合いの期末手当の支給その他額の決定について慎重に考慮すべきである」とする意見を頂戴しました。

また、県内他市においては、特別職の期末手当の支給率は、一般職の期末・勤勉手当の支給率と連動して改定を行っている団体が多数を占め、近年は、一般職の期末・勤勉手当の支給率アップに伴い、特別職の期末手当についても、支給率アップの改定が続いている状況となっています。

一方、当市においては、平成23年度以降は特別職の期末手当の改定を行っていないため、他市との差が徐々に広がりつつあり、特に、市長、副市長及び教育長については、一般職の期末・勤勉手当の支給率が上昇したことで、一般職と年収ベースで給与の逆転も懸念されるところとなっています。

こうしたことから、今後、特別職の期末手当は、県内他市と同程度の待遇を確保するため、一般職の期末・勤勉手当の支給率と連動して改定を実施していくことを検討したく、特に、市議会議員の期末手当については、前回答申で、上記のとおり慎重意見があったことから、このことについて、貴審議会の意見を伺うものです。

以上